

●所得控除の内訳(計算方法) ※人的控除は内側に記載があります。

物的控除の種類	控除額の計算方法(前年中に自己または自己と生計を一にする人が支払った額が対象になります。)	
雑損控除	①(損失額-保険金等による補てん額)-総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の合計額-5万円	①②のいずれか大きいほう
医療費控除	(支払った医療費の額-保険金等の補てん額) - { (①10万円) (②総所得金額等の5%) }	①②のいずれか小さいほう (最高限度額200万円)
医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	支払った特定一般用医薬品等の購入額 - 保険金等の補てん額 - 12,000円	(最高限度額88,000円)
社会保険料控除	支払った社会保険料金額全額	
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金全額	

生命保険料控除 計算シート					
生命保険料控除	一般生命保険料	新保険料の計を計算式Ⅰで計算(限度額40,000円)	①	計(①+②)(限度額40,000円)	③
		旧保険料の計を計算式Ⅱで計算(限度額50,000円)	②	②と③のいずれか大きい金額	◆
	介護医療保険料	保険料の計を計算式Ⅰで計算(限度額40,000円)	★		
	個人年金保険料	新保険料の計を計算式Ⅰで計算(限度額40,000円)	④	計(④+⑤)(限度額40,000円)	⑥
		旧保険料の計を計算式Ⅱで計算(限度額50,000円)	⑤	⑤と⑥のいずれか大きい金額	●
控除	計算式Ⅰ(新保険料等用)	計算式Ⅱ(旧保険料等用)	複数ある場合は、それぞれ計算して合計。 (最高限度額120,000円)		
	支払額	控除額	支払額	控除額	
	20,000円以下	全額	25,000円以下	全額	
	20,001円~40,000円	支払額×1/2+10,000円	25,001円~50,000円	支払額×1/2+12,500円	
	40,001円~80,000円	支払額×1/4+20,000円	50,001円~100,000円	支払額×1/4+25,000円	
80,001円以上	一律 40,000円(限度額)	100,001円以上	一律 50,000円(限度額)	(◆+★+●) 申告書の⑤~⑥記載	

種類	支払額	控除額		
地震保険料控除	①地震保険料	50,000円以下 50,001円以上	全額 50,000円(限度額)	1つの契約で①②両方の契約がある場合、いずれか大きい金額 ①②両方が別契約である場合はそれぞれ計算した合計額 (最高限度額50,000円)
	②旧長期損害保険料	10,000円以下 10,001円~20,000円 20,001円以上	全額 (支払額×1/2)+5,000円 15,000円(限度額)	
寄附金控除	①共同募金会等に対する寄附金の額-2,000円 ②総所得金額等の40%の金額-2,000円		①②のいずれか小さいほう	

●配偶者控除・配偶者特別控除一覧表

( )内は住民税控除額

配偶者控除	配偶者の合計所得	申告者の合計所得金額			
		~900万円	~950万円	~1,000万円	1,000万円超
配偶者控除	48万円以下	38(33)万円	26(22)万円	13(11)万円	-
	老人配偶者(S28.1.1以前生まれ)	48(38)万円	32(26)万円	16(13)万円	-
	48万円超~95万円以下	38(33)万円	26(22)万円	13(11)万円	-
	95万円超~100万円以下	36(33)万円	24(22)万円	12(11)万円	-
	100万円超~105万円以下	31(31)万円	21(21)万円	11(11)万円	-
	105万円超~110万円以下	26(26)万円	18(18)万円	9(9)万円	-
	110万円超~115万円以下	21(21)万円	14(14)万円	7(7)万円	-
	115万円超~120万円以下	16(16)万円	11(11)万円	6(6)万円	-
	120万円超~125万円以下	11(11)万円	8(8)万円	4(4)万円	-
	125万円超~130万円以下	6(6)万円	4(4)万円	2(2)万円	-
配偶者特別控除	130万円超~133万円以下	3(3)万円	2(2)万円	1(1)万円	-
	133万円超	-	-	-	-

●参考<市民税・県民税と所得税の所得控除比較表>

区分	所得税	住民税	区分	所得税	住民税		
医療費控除	同額		寡婦控除	270,000円	260,000円		
社会保険料控除	同額		ひとり親控除	350,000円	300,000円		
小規模企業共済等掛金控除	同額						
生命保険料控除(限度額)	新	40,000円	28,000円	勤労学生控除	270,000円	260,000円	
	一般分	旧	50,000円	35,000円	普通障害	270,000円	260,000円
	介護医療分	40,000円	28,000円	障害者控除	400,000円	300,000円	
	個人年金分	新	40,000円	28,000円	特別障害	350,000円	230,000円
	旧	50,000円	35,000円	同居特別障害	380,000円	330,000円	
地震保険料控除(限度額)	一般+介護+年金	120,000円	70,000円	配偶者控除	480,000円	380,000円	
	地震	50,000円	25,000円	老人	380,000円	330,000円	
	旧長期	15,000円	10,000円	配偶者特別控除(限度額)	380,000円	330,000円	
寄附金控除	地震+旧長期	50,000円	25,000円	扶養控除	580,000円	450,000円	
	特定寄附金-2千円			老人	480,000円	380,000円	
	平成21年度より所得控除から税額控除に改められました。			同居老親等	630,000円	450,000円	
			特定	380,000円	330,000円		
			一般	480,000円	430,000円		
			基礎控除	480,000円	430,000円		

令和5年度 市民税・県民税(国民健康保険税) 申告書記入の手引き

令和5年度の市・県民税は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに生じた所得について、令和5年1月1日現在伊東市に居住していた人が、市へ申告し、納税することになっています。

**市・県民税申告をする人**

申告が必要かどうかは下記「申告判断表」を参考してください。

「<ご自身で申告書を記入することが困難な人>」  
申告書に住所、氏名、生年月日等を記入し、下記「申告に必要なもの」とともに直接又は郵送で提出してください。添付資料を基に、下記のとおり処理します。ただし、添付資料に記載された控除の内容に追加・変更がある場合は、裏面記入例を参考に記入をお願いします。

「<ご自身で申告書を記入することができる人>」  
裏面記入例を参考に記入をお願いします。所得0円の申告をする人については申告書の住所氏名欄のみを記入してください。

申告に必要なもの

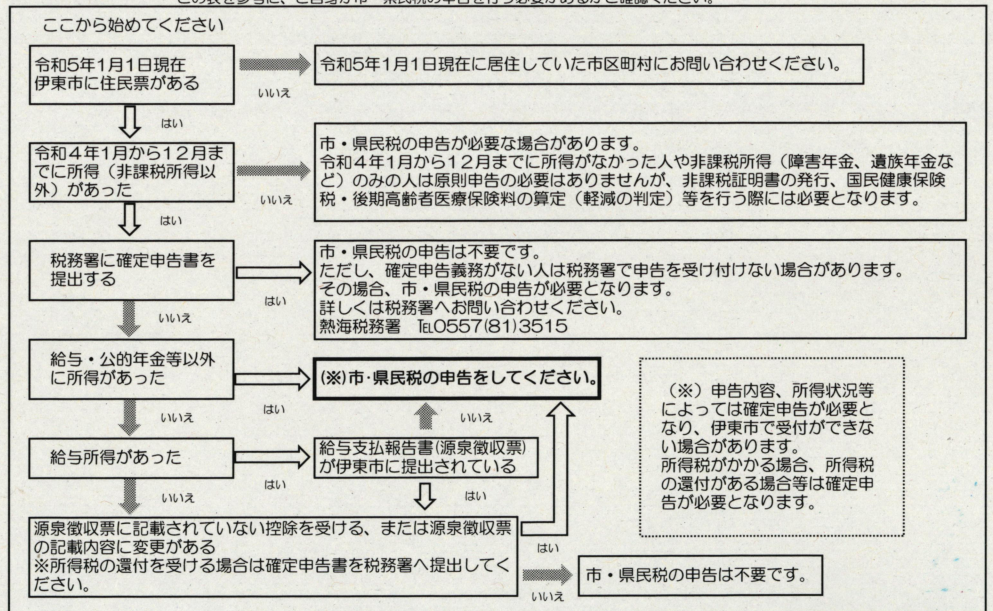
- 添付資料
  - ・源泉徴収票(給与、公的年金等の所得がある人)
  - ・収支のわかる書類(不動産・事業等の所得がある人)
  - ・社会保険料・生命保険料等の支払証明書
  - その他
    - ・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード(郵送の場合はコピーを添付してください)

処理方法

- <添付の資料がある場合>
- ・収入、控除は全て足し込み
  - ・人的控除は添付資料に記載のものを全て反映(ただし、各控除の所得要件において、その所得要件を超えた場合は職種で否認。他者と扶養が重複している場合は後日確認のご連絡をします。)
  - ・添付資料に記載された控除の内容に追加・変更がある場合は、申し出が無いと反映できません。所得から差し引かれる金額欄の未記載での提出はご遠慮ください。
- <添付の資料が無い場合>  
合計所得金額0円とみなします。

申告判断表

この表を参考に、ご自身が市・県民税の申告を行う必要があるかご確認ください。



給与所得

給与、賞金、賞与などの所得  
給与所得の計算

Table with 2 columns: 収入 (Income) and 所得 (Taxable Income). Rows show income brackets and corresponding taxable amounts.

※給与収入額を4で割って、千円未満の端数を切り捨てた額

公的年金等の所得

国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金の所得  
公的年金所得の計算(※小数点以下切り捨て)

Table for public pension income calculation. Columns: 収入金額 (Income Amount), 収入額 (Income), 所得 (Taxable Income).

64歳以下(S33.1.2以後生まれ)

Table for public pension income calculation for those born after 1/2/2000.

事業所得・不動産所得

営業...小売業、製造業、外交員など  
農業...農作物の生産など  
不動産...家賃、地代など

※給与・年金・事業以外の所得がある方は、事前にお問い合わせください。

利子所得

公社債、預貯金の利子など(分離課税分を除く)

配当所得

株式や出資の配当など

その他雑所得

個人年金、シルバー人材センター報酬、工賃(就労継続支援B型)など

一時所得

生命保険の満期返戻金、懸賞金など

総合譲渡所得

不動産・株式以外の資産の譲渡

山林所得

山林の伐採又は譲渡

退職所得

退職金

分離(譲渡・株式・配当)

申告分離課税方式を選択した上場株式等に係る配当など

伊東市長宛 令和5年度 市民税・県民税 国民健康保険税 申告書

Header information form including residence (伊東市大塚2-1-1), name (伊東 太郎), and birth date (2011).

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

Main tax calculation form with multiple sections for deductions: 社会保険料控除, 生命保険料控除, 医療費控除, 寄附金控除, etc.

Section for disaster damage (災害) with fields for damage amount and date.

Section for disaster damage (災害) with fields for damage amount and date.

●注意●

申告書の控除額は、すべて「所得税の控除額」での記入となりますが、市民税・県民税を計算する際は、申告に基づき「市民税・県民税の控除額」に置き換えて計算をします。

所得税と市民税・県民税の控除額の差異につきましては、裏面「比較表」を参照ください。

※1 所得金額調整控除により-10万円している

所得金額調整控除

1 前年の給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合は、次の算式に相当する金額が給与所得の金額から控除されます。

ア 本人が特別障害者  
イ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有するウ 年齢が23歳未満の扶養親族を有する

<控除額> (前年の給与等の収入金額(上限1,000万円) - 850万円) × 10%

2 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方を有し、前年の給与所得の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合は、次の算式に相当する金額が給与所得の金額から控除されます。

<控除額> 前年の給与所得の金額(上限10万円) + 前年の公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円

(注) 1・2の両方に該当する場合は、1の控除後に2の金額が控除されます。

雑損控除

昨年中に受けた災害等による資産の損失  
[必要書類]控除に係る証明書

小規模企業共済等掛金控除

支払った掛金額  
[小規模企業共済に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金者掛金もしくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金]

生命保険料控除

支払った社会保険料  
[必要書類]掛金額を証明する書類  
生命保険料控除  
申告者本人や生計を一にする親族の為に支払った生命保険料など

寄附金控除

昨年中に支払った寄附金  
[必要書類]寄附金控除証明書

寡婦・ひとり親控除

Table for widow and single parent tax relief. Columns: 名称 (Name), 区分 (Category), 所得制限 (Income Limit), 控除額 (Deduction Amount).

障害者控除

昨年中に受けた災害等による資産の損失  
合計所得金額が75万円以下で、給与所得等以外の勤労によらない所得が10万円以下の学生  
[必要書類]学生証など

扶養控除

昨年中に受けた災害等による資産の損失  
生計を一にする親族で合計所得金額が48万円以下の人を扶養している場合

Table for dependent tax relief. Columns: 種類 (Type), 年齢 (Age), 控除額 (Deduction Amount).

配偶者控除・配偶者特別控除

控除金額については裏面のとおり

医療費控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に昨年中に支払った医療費  
[医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)]  
申告者本人や生計を一にする親族の為に昨年中に支払った特定一般用医薬品等の購入費(スイッチOTC医薬品の購入費)  
[必要書類]医療費の明細書 など

社会保険料控除

支払った社会保険料  
[必要書類]領収書、納入証明書 など

地震保険料控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に支払った地震保険料など  
[必要書類]地震保険料控除証明書

障害者控除

本人、本人の同一生計配偶者または扶養親族が障害者 ※2  
[必要書類]障害者手帳など

Table for disabled person tax relief. Columns: 種類 (Type), 要件 (Requirements), 控除額 (Deduction Amount).

※2 同一生計配偶者とは給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の人を指します。

基礎控除

Table for basic tax relief. Columns: 合計所得金額 (Total Income), 控除額 (Deduction Amount).

控除についての計算方法は裏面のとおり